

社会福祉法人淡路島福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人淡路島福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1)理事会及び評議員会等に出席した場合 8,909円

(2)監事が、監査を実施した場合 8,909円

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月26日から改正施行する。